

市町村推薦要件についての補足事項

奈良県福祉医療部 長寿・福祉人材確保対策課

下記1、2の方については、市町村推薦が必要です。事業所が所在している等、活動の拠点となっている市町村に推薦依頼書を提出してください。証明資料や手続き等、各市町村の指示に従ってください。

1 下記(2)の研修において、講師・ファシリテーターもしくは企画立案した者

(1) 次の①～⑤の研修については、研修実施機関の発行する証明で受講できますので、市町村推薦は不要です。

- ① 奈良県介護支援専門員協会 ② 日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部含む）
- ③ 奈良県社会福祉協議会 ④ 地域包括支援センター ⑤ 行政機関

(2) 上記(1)以外の研修において、講師・ファシリテーターもしくは企画立案をされた方

例えば、市町村社会福祉協議会、「〇〇地域介護支援専門員連絡会」「〇〇ケアマネ部会」などで実施された介護支援専門員の資質向上を目的とした研修会などが想定されます。

市町村推薦を受けるにあたっては、研修実施機関の発行する証明、募集チラシ、開催要項、レジュメ等の、開催及び講師・ファシリテーター・企画立案の実績が客観的に分かるものを添付してください。（※なお、地域ケア会議、事例検討会は研修にはあたりません。）

2 地域の介護支援専門員に対して指導的立場にある者

推薦の要件についての考え方は、下記(1)(2)のとおりです。

(1) 「地域」の考え方について

自身の所属する事業所内での後輩指導や、管理者であるというだけでは、「地域」の介護支援専門員に対して指導しているとはいえません。自事業所のみでなく、他事業所の介護支援専門員に対しても助言・指導実績のある方が対象です。なお、市町村推薦を受けるにあたっては、市町村に対し客観的な資料をご提供ください。

(2) 「指導的立場」の考え方について

例えば、研修会への参加、地域ケア会議や事例検討会への出席のみでは「指導的立場にある者」とはいえません。企画立案、助言等、何らかの形で主催者側として関わっている方や他の介護支援専門員に対し助言・指導されている方が対象です。

(※) 介護支援専門員実務研修における実習指導者の方につきましては、昨年度までは市町村推薦が必要でしたが、今年度より市町村推薦は不要とします。詳細は、実習受入登録事業所様あて資料を送付しますので、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

【この文書に関するお問い合わせ先】

奈良県福祉医療部 長寿・福祉人材確保対策課

電話 0742-27-8039